

第20回JDA秋季ディベート大会 判定用紙

日付: 2017年11月12日

試合会場 決勝

肯定側: Art of Argument

否定側: IF

判定理由・コメント

AFF

NEG

◎ 成立すると考えられる

A-リ、ト-テキリ、ト
ではない基準で決める
べきところを定
認めれる

- Bの論点については、国家の義務がある。国家でなければならぬ理由(主権の行使)は残っている
- Cについても残っている。か本当に難民認定が平和的生存権の保障につながるのか
- 難民については、~~難民~~ 難民の保護というのが本当に消極的義務なものなのか、疑念が残る。したがって、Dもとて肯定側にvoteしようとは思わない。

◎ CP4の実行性

- 受け入れる国もあるだろうが、そうでない国もある。(したがって、Caseを完全にキャッチャーできない)
- 義務の履行にはあたらない

◎ 資金援助の効果

- 一定の効果は認められる
- 判定にはいれないが、CP4の費用、これ(1)いで、かういかに証明している食糧とかの金額を減らせなから、競争性1-2の話とトイトワといっているの、既存の援助額を減らすのは、
- たたし、何に金が使われるのか、受け入れ国は、いづら整備をしたか、
- ケニアのキャッチャーのように受けとらない...受け入れないところもある

◎ 生命の教(岸守2000)は、肯定側の主張のとおり、今回のケースにあてはまるのか ~~あり~~

肯定側のB-1や2のとおり、基準の緩和をしなければならない、国家の義務は認められる。しかし否定側のCPはそれを妨げるに足りる理由としては、不十分である。そのため、肯定側である。

なぜなら数の議論は、この試合における勝者は: Art of Argument

今日のケースにはあてはまる(937がニスタンの話、国内にヒンズを求めた人と現地のニスタンの比較ではない)

審査員署名: _____